

## 第2回千葉市個人情報保護法施行条例検討部会議事録

1 日 時：令和4年8月22日(月) 午後1時00分～午後4時40分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター10階 101会議室

### 3 出席者

(1) 委員

下井康史委員、本澤陽一委員、井原真吾委員

(2) 事務局

渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事、君島主任主事

(3) オブザーバー参加

小林裕三委員

### 4 議 事

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議

【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】

(2) その他

### 5 議事の概要

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議について

事務局から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しについての説明及び答申案の説明を受け、意見交換を行った。

(2) その他

答申案の一部についてはメール等で引き続き審議することとした。

今回の会議の議事録について、事務局にて議事録案を作成し、各委員にて確認後、最終的な確定を部会長に一任することとした。

## 6 会議経過

(渡邊市政情報室長) 委員の皆様には、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、下井部会長よろしくお願いいたします。

(下井部会長) ただいまから、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第2回個人情報保護法施行条例検討部会を開催いたします。

本日の会議は、情報セキュリティを扱う部分について、一部非公開の会議として開催しております。

本日は、部会委員3名全ての委員に御出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しております。

なお、本日は、小林委員にオブザーバーとしてご参加いただいております。

### ◆議事 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議について

(下井部会長) それでは議事に移ります。千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議について、事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊市政情報室長) それでは、お手元の資料6「その他の事項」のうち、前回の部会でご説明していない事項について、順にご説明をさせていただきます。

条例に関連する内容については、主に前回ご意見を頂きましたが、今回はその他の関連項目について法改正後の市の運用の考え方についてご説明し、その他として、答申に特に盛り込むことが適当と思われるような内容がありましたら、ご意見を頂戴したいと考えております。

資料6-②をお願いします。現行条例上の目的外利用・提供に関する類型の整理についてです。

改正法における目的外利用・提供の制度の概要ですが、(1)をお願いします。

改正法においては、第69条第1項により、行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない、とされています。

例外として、同条第2項により、(2)に記載の四角の枠内に掲げる事項に該当すると認めるときは、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除いて、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができるとしています。

なお、目的外の提供を恒常的に行うことが予定されている場合は、予め利用目的に含めるよう設定しておくべき、とされています。

2をお願いします。法改正を受けた対応についてですが、改正法の施行前に審議会から頂いた答申を根拠に行っている運用については、改正法の施行後においては、改正法に基づき再整理を行う必要があるとされています。

これを受けて、現行条例の第8条第1項第6号に基づき審議会に諮問し、目的外利用・提供の例外として類型化しているものについて、改正法の施行後にどのように運用すべきかについて、事務局で整理したものをご説明させていただきます。

裏面をお願いします。これまでの答申により整理している類型ごとに、改正法における取扱いの案を記載してございます。原則として、恒常的な利用が想定される場合は利用目的の変更により対応いたします。

恒常的とまでは言えない場合の対応ですが、1の栄典、表彰等の選考については、法第69条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当、2の研究統計資料作成については、法第69条第2項第4号「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合」に該当するものとして、整理できるかと思えます。

1の栄典・表彰や2の統計等に必要な情報を国等に提供する場合には、場合によっては、3号該当の可能性も考えられるかと思えますが、提供先を問わず該当が考えられる根拠としてまずは整理をさせていただいています。

3の案内状等の送付及び4のアンケート情報について、住民基本台帳上の氏名・住所の情報などは、案内状やアンケートの送付について様々な部署が利用することが想定されるため、利用目的の変更により、それ以外の各所管課で保有する情報について、例えば、要介護者を対象にしたアンケートを取るために介護関係課の保有する要介護者一覧のデータを他の部署が利用する場合などは、第69条第2項第2号により対応する方向で検討しています。

市が案内状やアンケートを送る場合は、業務に関連して送るものとなりますので、2

号の相当の理由については、クリアできるのではないかと考えています。

3 ページをお願いします。5 の報道機関への提供は、4 号の特別の理由があるときに該当するかどうかで判断することとなると考えています。6 の弁護士会の規定に基づく提供については、法第 69 条第 1 項本文の「法令に基づく場合」に該当しうるとして、事務対応ガイド 4-5-1（102 ページ）に例示されています。

7 の訴訟資料の裁判所への提出は、民事訴訟法第 223 条第 1 項に基づく提供等、裁判所から提出を求められた場合は法第 69 条第 1 項本文の法令に基づく場合、それ以外にも市が自ら提出する資料も考えられますので、そちらについては、法第 69 条第 2 項第 4 号の「特別の理由があるとき」に該当するものとして整理したいと考えています。

これまで類型化により整理をしていたものについてのご報告は以上となります。なお、これまでは現行条例第 8 条第 1 項第 6 号類型に該当するものとして、目的外利用・提供を行った場合には、後日運用状況の報告を行う際に審議会に報告をしておりましたが、この類型がなくなるため、法施行後は、審議会への報告事項ではなくなります。

同様に、条例第 7 条 2 項第 9 号に基づき、本人外収集の例外として、類型化しているものや、第 10 条第 4 項に基づく国等との間におけるオンライン結合の報告などについても、法施行後は報告の対象外となります。

目的外利用・提供に係る類型の整理についての説明は以上となります。

(下井部会長) ありがとうございます。確認ですが、ここは何を答申すればよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) なにかあれば、ご意見をいただければと思います。

(下井部会長) わかりました。基本的には目的外利用・提供については法律どおりとなりますので、施行条例で定めるとしたら現在の条例第 8 条第 1 項第 6 号の扱いをどうするかということですが、この規定は削除で、報告についても諮問がいらなくなる以上、削除になると思います。

それでうまく運用できるかということについてですが、今の説明のとおりであれば問題がないだろうということですので、それでよろしければ我々は特に答申をしないということでもよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) なにかあれば答申をするということですね。それではご意見をお願いします。

(井原委員) 質問ですが、類型3の案内状の送付について、挨拶状や会議等の案内を送付するということは個人情報を実施機関外に出すことを想定しているように思えるのですが、その例外事由として内部で利用することとなっていることについて、もう一度説明願えますか。

(渡邊市政情報室長) 挨拶状を外部の方に出すことについて、市の内部のどこかの課が市の情報を利用することとなります。

(井原委員) あて先は外部だけれど、利用は内部で、と捉えているということですか。

(下井部会長) 外部に出すときはご本人に郵便で送付するものだから、あて先の情報を別の部局から取得することを想定しているのだと思います。

(井原委員) わかりました。もう一つ、2の原則の部分はいいと思うのですが、ただし書き以降で識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとしています。事務対応ガイドでは識別できない情報だから法第69条第2項第4号該当としているようですが、整合性は取れているのでしょうか。

これは直ちに識別されない形で提供するので緩く許容されると考えていたので、識別されるものであるなら一つ説明がいらぬのかなと思うのですがいかがでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法第69条第2項第4号で個人情報を提供する場合、実際のところ識別情報を除いた仮名加工情報として提供することになることを考えると考えます。匿名加工情報を提供する場合は法律上別に限定されていますので、この規定に基づく匿名加工情報の提供はできないと個人情報保護委員会からは言われております。そのため、仮名加工情報として提供することになるかと思えます。

(井原委員) そうすると、この表の類型では識別性を有する形式で提供する場合についての記載もありますが、実際にはそういった場面はないということでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 実際には個人の名前など個人を識別する情報が学術研究で必要不可欠だということであれば事情は変わりますが、基本的には仮名加工情報の状態で提供する予定です。

(井原委員) この規定について、条例自体は削除となるのですよね。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(井原委員) そうすると、これまでやっていた運用について学術研究についてはほぼ第2項第4号で対応ができるという理解でよろしいですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) この部分についてはとてもわかりづらいですが、大学でいえば医学部が診療情報を外部に提供するとき、患者の氏名は出さないけれど、患者No.などは出すといった対応をすることがあります。患者No.については識別情報になるので、他の情報と紐づければ特定できるけれど、それだけでは特定できない情報となります。つまり、保有個人情報ではあるけれど、それだけでは個人を特定できない情報を提供する、といったことを想定しているのだと思います。

(井原委員) 今のご説明でさらに理解ができました。

(下井部会長) おそらく仮名加工情報の情報で提供するという説明でよろしいのかと思います。

(本澤副部会長) 類型1について、本人以外の者に明らかに本人の利益になるということの利益の考え方にもなるのですが、栄典や表彰が嫌いだ、というような方がいた場合はどうするのでしょうか。本人の主観によっては不利益とも考えられると思いますが、この類型で整理してしまってもよろしいのでしょうか。

また、類型3と4について、利用目的の設定というのはどのような形でやるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 利用目的の設定については、住基情報の個人情報ファイル簿の利用目的欄に各所管課における案内状の送付等を記載することとする予定です。住基情報については様々な事務に利用することが想定されますので、利用目的欄をどのように記載するかについては検討中ですが、一つ一つの事務について記載はしきれないので、ある程度包含的に記載をする予定です。

(本澤副部会長) わかりました。栄典や表彰については本人の利益であることが明らかだという整理でよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) ご本人が固辞されているということが分かっているときは、例外的に対応しようかと考えています。

(下井部会長) 事前に本人に同意を取るわけにはいかないのでしょうか。実際に提供するような個人情報はおそらくほとんど公になっていると思いますので、弊害があるとは考えにくいですが、提供してほしくなかったと言われたときは難しいですね。

(渡邊市政情報室長) あとは、国等に提供する場合は第3号該当として提供も可能かと考えます。

(下井部会長) 相当の理由があるということですね。その場合、本人の利益となるとい

う整理はよろしくないかと考えます。やはり、この点については一般論で行くしかないと考えます。

(本澤副部長) 栄典・表彰については基本的には利益を与えるだろうというものだと  
いうことですね。

(下井部長) 確かに相当な理由があるとして第3号で提供することが無難とも考えら  
れますが、過去の答申では本人の利益があるとして類型化しているのですよね。

(渡邊市政情報室長) そうです。当時の整理では、本人の利益があるとしてこのように  
類型化していると考えます。場合によっては第3号該当ということでもよろしいでしょ  
うか。

(下井部長) そうですね。この点については条例の検討に関係はありますか。

(渡邊市政情報室長) ありません。

(下井部長) この類型の整理については内部マニュアルなどに記載するのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) その予定です。法の適用に係るガイドのような内部マニュアルを  
作成し、そこに示そうと考えています。

(下井部長) そうすると、第4号該当だけでなく第3号該当も加えておきましょうか。

この点について、答申に入れるような内容ではありませんが、手引等に記載する内容  
だと思いますので、問題が出てきた際に随時対応いただければと思います。続いて、死  
者に関する情報についてお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料6-③をお願いいたします。死者に対する情報の開示請求取  
扱基準についてです。1の改正法における死者の情報ですが、法は、個人情報の取り扱  
いに関連する個人の権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であること  
から、個人情報の範囲に死者に関する情報は含めておらず、条例で個人情報に含めるこ  
とも許容されていません。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができ  
る場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとして、当該情報を  
開示等請求の対象としています。事務対応ガイドでは、3-2-1(3)死者に関する  
情報(33ページ)に記載があります。

2の改正法の施行に伴う対応ですが、本市の現行制度においても、死者の情報は個人  
情報に該当せず、遺族等の個人情報であると考えられる場合か、社会通念上個人情報と  
みなせるほど個人と密接に関連する情報である場合に限り、「死者に関する情報の開示

取扱基準」に基づき、遺族等からの請求を受け付けています。そのため、改正法施行後も同基準を維持して運用していくことで、対応可能と考えています。

なお、改正法では開示請求者に任意代理人が含まれることから、同基準にも任意代理人を追加して運用してまいります。死者に関する情報の開示請求取り扱い基準についてのご説明は以上となります。

(下井部会長) ありがとうございます。このことについて、千葉市個人情報保護条例では死者の情報は特段の扱いはしておらず、生存する個人だけが開示請求できると思いますが、死者の個人情報が同時に現在生存している個人の個人情報であるときは、その限りで条例上の個人情報開示請求の規定が適用されるということになります。

今までの千葉市のやり方についてはこれからも維持するという点については、答申にも特に記載は必要ないですね。

最後の開示請求者について、条例第13条第2項に規定されていますが、現在は法定代理人だけですね。法改正後は未成年者又は成年被後見人の法定代理人に任意代理人も加わるということになります。この点についても法律に規定があるので、施行条例に規定することではないですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 任意代理人が加わるということについて手引に明確に書いていただくということでもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(本澤副部会長) 死者の個人情報が同時に遺族の個人情報に該当するというこの基準自体は内部的な基準で、それを維持するということですね。

(下井部会長) 一部の自治体は死者の個人情報を条例化しているところもあるようですが、千葉市はそのような扱いはしていません。死者の個人情報を条例化しているような自治体については対応が大変だろうとは考えます。

その他はよろしいでしょうか。

(異議なし)

(下井部会長) 続いて簡易な手続きによる開示についてお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料6-④をお願いいたします。簡易な手続きによる開示についてです。

現行条例では、第26条により、簡易な手続きによる開示の規定を設けておりました。改正法においては、簡易な手続きによる開示の規定は設けられておらず、開示請求は、



開示請求権の行使という重要な法律関係を明確にするため、法第77条第1項により、書面を提出して行わなければならないこととされており、口頭による開示は認められないとされています。

なお、口頭により開示を求められた場合は、第69条第1項の利用目的内での利用や、第69条第2項各号の目的外利用の要件を満たす場合には情報提供が可能と整理されています。

本市においてはこれまで市立学校の入学試験の得点等に関する情報について簡易開示を行ってまいりまして、毎年度行っているものになりますので、利用目的の中にこれらの情報提供について含めて整理したうえで、引き続き運用をしてみたいと考えています。

なお、これまで運用状況の報告の中で簡易開示の実施件数等の報告を行ってまいりましたが、今後は、条例上の開示ではなくなり、情報提供の扱いとなるため、他の情報提供の事例同様、報告対象ではなくなります。簡易な手続きによる開示についてのご説明は以上となります。

(下井部会長) これも施行条例に加えるようなものではないので、内部的な運用に係るもので、手引に記載する必要があるものであると考えます。一点、千葉市では問題はないと考えますが、口頭による開示請求に対して、目的外提供という整理をした上で、提供する際も口頭で行うのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 実際には、情報提供については紙を閲覧させて、書き取らせることや覚えて帰っていただくということをしているそうです。

(下井部会長) 千葉市は請求手数料が無料ですので、開示請求と齟齬が生じるというような問題は発生しないですね。ただ、マニュアル等によって開示の方法は明確にしておいた方がいいと考えます。口頭で開示すると書いてあるのに、開示する方法が書いていないというのは、市民に対する説明についてバランスを欠いているように思います。どこかで分かるようにしておかないと、開示する立場としては疑問に思うと考えます。

(渡邊市政情報室長) 入試の実施要綱には記載がありますが、そのほかの部分でも明確にしておいた方がよろしいでしょうか。

(下井部会長) その方がよりよいと考えます。お二人はいかがでしょうか。

(本澤副部会長) 事務対応ガイドの説明では、口頭での開示が認められないと記載していますが、一方で口頭での開示があった場合は、とあるのでその整合性がついてないよ

うに思えますね。

(下井部会長) 法律に基づく開示請求ではなく、事実上の開示請求であってそれに対して任意に目的外提供するということですね。開示請求と記載するとわかりづらくなるので、情報提供の求めなどとした方がいいですよ。

(渡邊市政情報室長) 今後、口頭での成績開示の際には、開示請求という言葉は使わないように説明いたします。

(下井部会長) 今回の法改正において、簡易開示について個人情報保護委員会が何か説明しているものはありますか。

(本澤副部会長) 根拠を探すとすると、事務対応ガイド104ページになるかと考えます。

(下井部会長) 開示請求という言葉は使っていないですね。口頭による求めに応じた提供、ということになりますね。ご指摘のあったように、開示という言葉を使ってしまうと混乱を招くので、口頭での情報提供の求め等にしていただければと思います。

これも答申には記載するものではありませんが、手引等で市の職員が混乱しないように、記載方法は工夫していただければと思います。他にありますか。

(なし)

では続いて個人情報の取扱いについて審議をしますが、ここは非公開となるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 説明の後、審議の際に非公開とさせていただければと思います。

(下井部会長) 説明の際は非公開としなくてよろしいということですね。では、説明をお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料6-⑤をお願いいたします。個人情報の取扱いについてです。

1の法第61条の「保有に関する制限」では、行政機関の長等は、条例を含む法令等で当該行政機関が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲でのみ、個人情報を保有することができることとされるとともに、利用目的をできる限り特定しなければならないこととされています。

利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならないとされ、特定した利用目的については、開示を行う際に開示請求者に通知しなければならないことから、利用目的について整理したものが必要となります。

本市の対応としては、これまでも現行条例第7条第1項において、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正に収集しなければならない旨、規定されておりましたので、改正法の規定についても、現行制度と大きな違いはないことから、特段の対応は不要と考えております。

利用目的の整理については、当分の間、個人情報ファイルと取扱事務の目録の併用で、運用してまいります。前回のご意見を踏まえ、事務負担を考慮した事務目録の将来的な見直しについては、後ほどご説明いたします答申案に盛り込んでございます。

2の取得及び利用の制限についてです。法第62条においては、本人から書面により取得する際には、予め利用目的の明示が必要とされ、法第63条において、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法での個人情報の利用を禁じています。さらに法第64条において偽りその他不正の手段により個人情報を取得しなければならないこととされています。

現行条例では、条例第7条第2項の規定により、「本人収集の原則」を定めておりましたが、改正法施行後は、規定することが許容されなくなりました。

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されないという考え方によるものです。本人からの収集を原則とせずとも、法第61条から第64条までの法の規律を適正に運用することにより、個人情報について必要な保護が図られる、との考え方が、個人情報保護委員会からは示されています。

改正法施行後は、「本人収集の原則」がなくなるため、原則の例外として実施していた審議会への報告も不要となります。

裏面をお願いいたします。3の正確性の確保についてです。法第65条により、行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないとされました。現行条例においても第11条第1項第1号で個人情報を正確かつ最新の状態に保つことと定めており、対応が必要になるような、運用上の大きな影響はないと考えております。

次に、4の安全管理措置についてです。（1）行政機関の長等が講ずべき安全管理措置として、法第66条1項において、行政機関の長等は、保有個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされ、同条第2項において、委託業務や指定管理業務についても準用

規定が設けられています。

この「必要かつ適切な措置」の内容の例として、技術的助言として示されているのが、事務対応ガイドの4-8の「別添 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（事務対応ガイド139ページ以降）でございます。

国から示された指針には、保有個人情報の取扱いに関する事項をはじめ、情報システムにおける安全確保や、サイバーセキュリティの確保といった内容まで幅広く定められておりまして、これに対応するものとして、本市の現行制度においては、「情報セキュリティポリシー」や「千葉市個人情報保護事務の手引」「千葉市個人情報保護事務取扱要綱」、「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」等、四角の枠内に記載してある規定や基準を定めて運用しております。

個人情報保護委員会からは、安全管理措置をどのように定めるかについては、その形式を含め各自治体での判断とされ、既存のルールを準用・併用することも許容されるとの見解が示されていることから、本市における対応としても、事務負担等も考慮し、既存の規定等を適宜、改正し、それらを併用することで、適切な措置を図ってまいりたいと考えています。

国の指針と、本市の現行のルールを照らし合わせてみたところ、例えば教育研修に関する規定や監査及び点検の実施に関する規定、法第69条第2項第3号又は第4号の目的外提供を行った場合の法第70条の措置要求に関する規定、漏えいの報告などについては、規定等の整備を含めた対応が必要となることを見込まれています。国の指針を踏まえ、適切な対応を図るとともに、毎年度、漏えい等の報告を含めた運用状況の報告を行うことにより、審議会がこれらの措置の見直しについて、意見を述べる機会を設けることとしたいと考えています。

個人情報の取り扱い、情報セキュリティ関係の規定の見直しについては、改正法の施行に間に合うように、準備を進めておりますが、法改正や条例改正等により大幅な見直しが必要となるものも多いことから、改正案については後日送付とさせていただきたいと思っております。

本市の安全管理措置として必要な措置等について、現時点で答申に盛り込むべき内容がありましたら、ご意見を頂きたいと思っております。

次ページをお願いします。（2）従事者の義務についてご説明いたします。法第67条により、職員、委託先、指定管理者、派遣労働者は、業務に関し知りえた個人情報の

内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないとされました。

違反者については、法第176条以降で規定されている罰則の適用があります。現行条例においても、条例第57条、第58条、第59条において、職員や委託先、指定管理者、派遣労働者に対し罰則の規定が設けられています。

改正法で定められている罰則の内容は、現行条例と大きな差はありません。次に、5の漏えい等の報告についてです。法第68条により、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第43条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならないこととされました。規則で定められている事項が、資料に記載の項目です。

これに加え、現行でも行っておりますが、マイナンバーを含む保有個人情報漏えいした場合は、番号法第29条の4に基づく報告が求められています。

法施行後の本市における対応ですが、個人情報の漏えいがあった場合は、現行でも必ず、本人に通知、謝罪を行っておりますので、改正法施行後も本人への通知は原則としてすべての案件について実施してまいります。

報告の手順としては別紙2のように考えております。速報は2～3日で、最終の報告は原則30日以内に行うことが事務対応ガイド等で示されておりますので、報告漏れにならないように、現行のフロー、これは別紙1として添付してございますが、これを改正し、改正後のものを全庁に周知してまいります。

また、個人情報保護委員会に報告をした事例については、毎年度の運用状況報告において、審議会にも報告し、個人情報の適正な取り扱いのために必要なご意見を頂きたいと考えております。

法に基づく報告対象とならない場合でも、市として漏えい事案の公表を行った事例など、市民の不安を招きかねない事案については委員会に情報提供することが望ましいとされているため、そのような事案についても、委員会にお知らせするとともに、審議会にご報告させていただきます。個人情報の取扱いについての説明事項は以上となります。

(下井部会長) ありがとうございました。この部分について、答申に載せなければならないものはあるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 必要なものがあればご意見をいただければと思います。

(下井部会長) わかりました。上から順に見ていきましょう。まず法第61条の保有の

制限ですが、これは、表現は異なるけれど現行条例も同じような規定があります。法律が改正されてこの条例の規定は削除となりますが、手引等を変更する必要はないということですね。

手引は全面的に改正して法律の手引という形になるということですね。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(下井部会長) そうすると、今手引に記載している内容を移動させて、法第61条の部分に記載するということですね。内容としては特に変わらないですね。

続いて、取得・利用の際の遵守事項として、本人から書面による取得の際の目的明示について、これも今までどおりですね。適正な取得についても同様です。むしろ、適正な取得については今の条例よりも緩くなってしまいますので、手引で記載する事項はあるかもしれません。正確性の確保も現行と同じですね。

何かあるとすると、安全管理措置等でしょうか。法改正・条例改正等により大幅な見直しが必要となるものも多いとのことですが、規程の改正が多いということですか。法改正に加えて条例改正による見直しも必要になるのですか。

(渡邊市政情報室長) 例えば目的外利用・提供の報告等の規定は条例廃止に伴い削除され、取扱要綱の内容について改正が必要となります。

(下井部会長) それは技術的な対応が必要ということですね。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(下井部会長) これは、とにかくやってくださいと言うしかないですね。資料の四角内の記載内容について、「既存の規程を併用し、」とありますが、これはどのような意味でしょうか。

(渡邊市政情報室長) 国の指針で定められていることが、千葉市では様々な規程で定められているためそれぞれを改正して運用していきたいと考えています。

(下井部会長) 併用というのは、両方使うという意味ですので、「既存の規程を適宜改正することにより対応する」等の記載でよろしいのではないのでしょうか。

特に答申に入れるべきものはないと考えますがよろしいですか。

(異議なし)

続いて、従事者の責務ですが、これも特に変わりはないですね。

漏えい等の報告については、今回の改正の大きな目玉ではありますが、これも法律に従って対応するだけであると考えます。これも手引等で説明を充実させていただくこと

は必要になると考えますが、施行条例制定に当たっての答申に入れ込むべきものではないと考えます。

個人情報保護委員会へ報告した案件については、審議会に報告して再発防止策等について意見を求めることとすることについては、施行条例に規定しますか。それとも審議会設置条例に規定しますか。

(渡邊市政情報室長) 入れてもいいですし、現在も条例では運用状況報告を公表するだけで規定しております。

(下井部会長) 条例に規定しなくても報告できますが、規定してもいいかと考えます。その場合、施行条例ではなく審議会設置条例の権限の一つとして報告を受けて意見を言うということを規定した方がいいのではないのでしょうか。今後も委員を公募しますよね。その場合、応募する市民は設置条例を見ますから、規定してもいいのではないかと考えます。これは答申に入れますか。

(渡邊市政情報室長) 審議会の審議事項に入れるべきということであれば、答申に入れさせていただければと思います。

(下井部会長) 私は審議会の権限の一つとして審議会設置条例に明記した方がいいのではないかと考えます。

(渡邊市政情報室長) 答申については修正させていただいた後、案を送付させていただければと思います。

(本澤副部会長) 意見を言うことはできるけれど、それには拘束力を持ってはいけないということですね。

(下井部会長) そうですね。また、漏えい時の対応フロー等についても我々は意見を言うことはないですね。

今の点で非公開にするようなことはありましたでしょうか。

(渡邊市政情報室長) お手元にセキュリティポリシーがございますが、その内容にまで踏み込んだ審議がされた場合、セキュリティポリシー自体が非公開ですので、その場合のみ非公開となります。議事録についても、セキュリティポリシーを扱わないのであれば公開となります。

(下井部会長) セキュリティポリシーについては部会で審議する内容ではないと思いますがいかがでしょうか。議題との関係でいうと、安全管理措置に関する部分かと思いますが、答申に入れ込むべき話ではないように思います。

現在のセキュリティポリシー等に加えて新法に合わせた改正をしたセキュリティポリシー等に従って適切に運用すること、ということを見解するに当たって、現在のセキュリティポリシー等について問題があるとすると我々が意見するということでしょうか。このことについて、部会で審議する内容になるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 安全管理措置について、専門的見地からご意見をいただくことが改正法で議会の役割として想定されております。安全管理措置の内容について、毎年度運用状況の報告をさせていただく際に必要に応じて改正について審議いただくので、そのベースとなる現在のセキュリティポリシー等についてご意見をいただければと考えています。

(下井部会長) それはこの部会の役割となりますでしょうか。内容としては、部会ではなく親会に意見を求めるべきではないかと考えます。今回の条例改正に当たって、何か意見を言う必要があるのであれば、安全管理措置について規程の改正をしなければならぬため、その際には現在のセキュリティポリシー等を参照することとなるが、セキュリティポリシー等自体の妥当性については親会に意見を求める、ということになるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 特にあれば、というところで、特に意見がないようであれば、毎年度報告にあたって随時対応してまいりたいと思います。

(下井部会長) このセキュリティポリシー等に基づいてやってきたのですよね。それをこの部会で見直して意見を言うのは違和感があります。

(本澤副部会長) これまで情報セキュリティ関係の規定を見直す際には審議会に諮問していたでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 諮問していません。来年度以降は安全管理措置の一環として諮っていくものと考えます。法施行後の安全管理措置を定めるに当たってまずご意見をいただいて、それに対応した上で次年度以降報告をしていきたいと考えています。

(井原委員) その意見は部会ではなく親会に求めるべきではないでしょうか。技術的な内容が含まれますので、法律の専門家で条例を検討する部会の守備範囲ではないのではないかと考えます。また、親会の意見でないという意味がないものになってしまうでしょうか。

(下井部会長) 部会で答申案を親会に報告し、それと同時にセキュリティポリシー等についてご意見をいただくということではないでしょうか。そのために、部会の報



告として安全管理措置についてはセキュリティポリシー等を踏まえて判断することとなるが、セキュリティポリシー等自体の妥当性については別途親会に諮りたいということ部会として報告するのではないですか。審議すること自体は提案するけれど、部会では内容には触れられないと考える。次の審議会はいつだったでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 9月7日を予定しています。

(下井部会長) そのような流れでよろしいでしょうか。そうすると、安全管理措置については、セキュリティポリシー等を踏まえて検討することが必要となるが、セキュリティポリシー等自体の妥当性については親会に諮るということですね。これは、別途部会による検討は必要ないでしょうか。

(本澤副部会長) 法律に合わせて市の規程の見直しはこれからということですよ。

(渡邊市政情報室長) そうです。答申をいただく前までには間に合わないため、次の審議会の場で報告させていただくとすると、先ほど説明したようにこのような方針で改正していくというご説明に終始してしまうと考える。実際に改正となった際の案を示すことは難しいと考える。そのため、法の施行までの間に間に合わせるように対応し、その改正したものをお送りした上で、次年度以降意見をいただく際のベースにさせていただきたいと考えております。

それに先立って、改正するのであればこういった方向性で直した方がいいというご意見をいただきたいと思いますと考えています。

(下井部会長) それは意見を求めた方がいいかは考えますが、次の審議会でセキュリティポリシー等を見せて問題があれば意見をください、というような説明をした際に、その場で意見を得られるかということが懸念です。それこそ、専門の部会を設置してそこで検討した方がいいのではないかと考えます。問題は、それで間に合うか、ということですね。

(渡邊市政情報室長) もしご意見があれば事務局に連絡をしてくださいとすることはいかがでしょうか。

(下井部会長) それで実を伴うかですね。これまでこのセキュリティポリシー等の規程で運用してきた問題がなかったということであればそれでいいかと思いますが、本格的に見直すのであれば相応の手続きが必要なのではないでしょうか。

(渡邊市政情報室長) これまでも内部組織を作って改正の見直しを行ってきました。今後もその組織をメインに改正を行っていくこととなると思いますが、ご意見をいただ

るようであればその組織での審議に反映させていただければと思います。

(下井部会長) 分かりました。セキュリティポリシーについて、基本方針と対策基準がありますが、少なくとも基本方針について説明した上でご意見をいただくくらいのプロセスは必要ではないでしょうか。何かあれば意見をください程度だと、意見は出てこないと考えます。情報セキュリティの専門家には事前に相談していただいてもよろしいかと思えます。委員としては、誰が適任でしょうか。

(渡邊市政情報室長) 本澤先生と中村先生でしょうか。

(下井部会長) そうですね。そのお二方には事前レクをしていただければと思います。当日、意見を求められてその場で答えるのは難しいですよ。

(本澤副部会長) そうですね。大まかなことしか答えられないと考えます。

(下井部会長) ある程度事務局で考える必要があることについてピックアップしていただいて、事前レクで説明した上で審議会の場で意見をいただく方がよろしいのではないのでしょうか。

(本澤副部会長) その方がいいですね。

(下井部会長) では、答申に記載するものは特にないでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 次回の審議会の場でも再度事務局から説明をさせていただきますし、ご意見がある場合に事務局までご意見をいただければと考えます。

(下井部会長) 個人情報の取扱い全般についても特に意見はないでしょうか。

(本澤副部会長) 千葉市の従来のセキュリティのレベルを落とさないように整理が必要ですが、条例案についてはではないですね。

(下井部会長) セキュリティポリシー等については別途審議会で検討すべきであると答申案に付言してもいいかもしれませんね。

また、漏えいについて審議会への報告事項を加える追記は必要ですね。今回配られた案にはその内容が入っていないことから、追記が必要ですね。

続いて、⑥についてお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料6-⑥をお願いします。1の出資等法人や指定管理者に関する規定についてです。

出資等法人や指定管理者については、いずれも法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律の適用があります。その上で、出資等法人や指定管理者について、市の契約や出資関係に基づき、個人情報等の取扱いについて必要な措置を求める旨を法施行条例以

外の条例や契約条項等で規定することは可能と考えられますが、法施行条例において、行政機関等の個人情報の取り扱いに係る法の規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を設けることは認められない、とされています。

ここでいう、市の契約や出資関係に基づき必要な措置を求めることについては、個人情報保護とは別の保護法益により必要と認められる場合が想定されている旨、個人情報保護委員会の見解として示されています。

本市における現行の運用としては、指定管理者については、現行条例第12条の委託に伴う措置等として、委託先のほか、指定管理者にも、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない旨規定しており、再委託先についても第12条の2で準用規定を置いておりました。

出資等法人については、現行条例第50条で、出資等法人の講ずべき措置について努力義務を定めるとともに、実施機関に対し、出資等法人が必要な措置を講ずるよう指導すべき努力義務を規定し、出資等法人自ら個人情報保護規程を定め、指定管理者については、指定管理業務に係る基本協定において、市が定めた個人情報保護規程を遵守し、それぞれ開示の申し出等の対応をしておりました。

今後の対応ですが、改正法においては、法施行条例において、行政機関の規律を準用させるなどの独自の規定を設けることは認められないとされたことから、これらの個人情報の取扱いに関し、施行条例で何らかの措置を求める規定を設けることは難しいと考えています。

なお市の施設の指定管理業務に係る個人情報については、いずれかの時点で、すべて市の保有個人情報になりうるため、開示請求対応は市が行うことを想定しています。このほかに、出資等法人や指定管理者について、個人情報取扱事業者としての法第33条に規定される開示請求等への対応とは別に、個人情報とは別の保護法益により、市が出資や契約の関係上独自の開示申出制度を維持するまでの必要性があるとも思われないことから、これらの規程についても廃止する方向で検討しています。

改正法施行後に、本市が出資関係又は契約等に基づき、これらの法人に求める内容としては、具体的には、市が指定管理業務における保有個人情報の開示請求に対応するために必要な資料の提出や、個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会に報告するほか、市にも報告を求めることとし、市が必要と判断した措置（本人への通知な

ど)を行うことなどを想定しております。

次に2病院・診療所における対応についてです。地方公共団体の機関が行う業務のうち、病院及び診療所においては、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報については行政機関に係る規律が適用されるものの、その他の個人情報の取扱いに関する規律については、個人情報取扱事業者と同様の規律の適用があります。

本市における対応ですが、病院・診療所においては、添付の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を参照し、①利用目的の明示（ガイダンスp24）「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」の別表第2を参考に、各事業所において自らの業務に照らして目的を特定し、施設内の掲示等により公表するほか、可能な場合にはホームページへの掲載等も行うことのほか、安全管理措置の一環として、②個人情報保護に関する規程の整備・公表（ガイダンスp36）、③漏えい事案が発生した場合の個人情報保護委員会への報告（ガイダンスp41）、④第三者提供に係る記録の作成・保存（ガイダンスp57）、⑤第三者提供を受ける場合の確認に係る記録の作成・保存（ガイダンスp63）等について、行政機関とは異なる対応が必要になることなどについて庁内周知を図るなどの準備を進めてまいります。

所管業務の一部だけに診療所の登録を要するような部署もありますので、法改正により過度に事務負担が増えないような対応を検討してまいりたいと考えております。

出資等法人・指定管理者及び病院・診療所の取扱いについてのご説明は以上でございます。

**(下井部会長)** この点も手引、要綱レベルの内容かと考えますが、特に意見がなければ答申に入れず、適宜対応していただく程度かと考えますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、部会で審議する項目は以上となりますので、これから、部会から親会への報告案について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

**(渡邊市政情報室長)** それではこれまでご審議いただいた内容を踏まえ、審議会への報告案を作成いたしましたので、ご説明いたします。

資料7をお願いいたします。報告の案となります。1は審議事項、これは諮問事項とされた(1)から(4)までの項目を記載してございます。2の審議の内容ですが、(2)として、部会における審議の結果、見直しの方向性を事務局案から変更したもの

として、別紙1のとおりまとめました。

別紙1をお願いします。方向性を変更した事項は2つです。まず、利用目的等の公表についてですが、事務局の案としては、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務は、現行の取扱いを維持し、個人情報取扱事務目録の内容の一部を修正して対応する。としていましたが、部会における審議においては、個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、法律上義務付けられていない個人情報取扱事務目録の作成を引き続き行うことによる事務所管課の負担の増を懸念するご意見や、他方、個人情報の適切な取り扱いも引き続き必要であるため、事務局案を修正し、事務目録を改正法施行後直ちに廃止する必要まではないのではないか、というご意見があり、最終的に、今後の改正法の施行状況と事務負担を見極めたうえで、将来的な見直しを行う余地を残すため、答申には、その旨の意見を付すことが望ましいという方向となりました。

2点目は、開示請求の手続き、決定期限について、事務局案では開示請求があった日から14日以内、延長については法の規定どおり30日以内としておりましたが、部会の審議において、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時になされる可能性、年末年始等の閉庁日等を考慮すると、開示決定等を14日で対応することについて、事務所管課に困難を強いる場合がありうる。その結果、十分な検討がされないまま決定がなされると、却って市民に不利益が生じる可能性がある、という意見があり、結論としては、法の規定どおり、決定期限を30日以内、延長も30日以内とする案となりました。

続きまして、これらの変更を踏まえ、答申案を作成いたしましたので、ご説明いたします。

別紙2をお願いいたします。1の諮問事項、こちらは諮問書に記載の4項目です。

2の諮問に対する意見ですが、(1)として、改正後の個人情報保護法において、個人情報保護法施行条例で定める必要があるとされている事項について、まずアの開示手数料について、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成・送付に係る費用については実費負担とする、という現行条例どおりの案としております。

以下説明として、改正法の趣旨と、千葉市がこれまで手数料を徴収していなかった経緯について触れ、現在においても個人情報開示請求の濫用防止等のために写しの交付等の費用の負担に加えて手数料を有料とするまでの必要性は認められないことから、今後も、手数料は無料とし、写しの作成・送付に係る費用のみ実費負担とすることについて、記載しています。

イの行政機関等匿名加工情報の提供については、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、政令で定める額を標準として定めること、行政機関等匿名加工情報の提供制度の開始に伴い、千葉市情報公開条例において行政機関等匿名加工情報等（これは削除情報も含みます。）を不開示情報と定める条例改正を行うことについて、答申する案としております。

説明は、まず行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、改正法により、政令で定める額を標準として、条例で手数料を定めることとされており、本市における人件費単価が、行政機関における人件費単価とほぼ同額であり、提案審査に係る所要時間にも大きく増減するような特段の事情は見込まれないことから、政令で定める額と同額とする、というものです。

次に情報公開条例の改正についてですが、匿名加工情報は現行の情報公開条例における個人情報ではないため、現行の情報公開制度においては不開示情報に該当しないところ、改正後の個人情報保護法において、行政機関等匿名加工情報は、法令又は利用目的のために提供するときを除き、第三者に提供してはならないとされており、これが情報公開条例に基づく公文書開示請求により開示できるとなると、行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料を納付することなく、行政機関等匿名加工情報を取得することとなるおそれがあること、また、削除情報について開示ができた場合も匿名加工情報を取得したものが削除情報を利用して情報を復元することにより、改正法で禁止されている識別行為が可能となってしまうおそれがあることから、これらの情報を不開示情報とするための改正を行うことが必要である、と記載しています。

次に、（２）の改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができることとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項についてです。

アの要配慮個人情報については、「条例要配慮個人情報は規定しない」案としております。説明としては、改正法により、地方公共団体の機関は、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされているところ、本市においては「条例要配慮個人情報」として条例で定める必要のある個人情報は現時点では認められないことから、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当であるとし、将来的に必要性が高まることも想定し、なお書きとして、社

会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要である、と記載しています。

次にイの利用目的等の公表については、答申案の内容としては、個人情報ファイル簿の作成が義務づけられていない1,000人未満の個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表する、としています。

点線で囲った部分について、答申案の内容として枠内にも追記するか、あるいは説明欄だけの記載とするかについては、ご意見を頂きたいと思います。

それでは説明ですが、前回部会で頂いたご意見を踏まえ、本人の数が1,000人未満の場合については、作成が義務付けられるものではないが、個人情報ファイル簿を作成することも、個人情報を取り扱う事務単位で作成した帳簿を作成・公表することも可能とされている。

保有個人情報の適正な管理や、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することは本人の数に関わらず今後も必要であるため、本市において、これまで個人情報取扱事務ごとに作成・公表してきた個人情報取扱事務目録を継続し、利用目的等を公表することも、保有個人情報の適正な管理のために有効な方策であると認められる。

一方で、個人情報ファイル簿の作成に加えて、法律上義務付けられていない目録の作成・公表を引き続き行うことによる事務所管課の事務負担の増が懸念されるところである。個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。

と記載しています。最後の部分について、答申の内容として枠内に含めるかについてもご審議をお願いいたします。

次にウの情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整については、

答申案の内容としては、不開示情報の調整は行わない、としています。説明ですが、改正法と現行の情報公開条例における不開示情報を比較すると、異なる条文はあるものの、実務上、これまで開示としていたものが不開示となったり、又はこれまで不開示としていたものが開示となるようなものはないことから、調整は不要としております。

次にエの開示請求等の手続については、答申案は、まず決定期限等については、現行制度の決定期限は14日以内、延長は46日以内であったところ、改正法の規定どおり決定期限を30日以内、延長についても30日以内とする。（訂正・利用停止請求については現行条例と相違なし）とし、開示の手続に係る様式等については、市施行規則により様式等を規定する、とし、審査請求については、開示請求等に係る審査請求について

は、千葉市個人情報保護審査会に諮問することとする、としています。

説明ですが、まず決定期限等について、開示請求については、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時期になされる可能性、年末年始等の閉庁日等を考慮すると、開示決定等を14日以内で対応しなければならないとすると、事務所管課に困難を強いる場合がありうる。

その結果、十分な検討がされないまま決定がなされると却って市民に不利益が生じる可能性があることから、30日以内が望ましいと記載しています。

開示請求書等の様式については、国から標準様式が示されているが、現行制度における様式にあるようなメールアドレスの記載がなく、また、本市では徴収しない手数料の欄が設けられていることから、様式は独自に規則で規定することが望ましい、としています。

審査請求については、現在設置している審査会を法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置づけることが適当である旨記載しています。

エの千葉市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項ですが、答申案としては、改正法施行後の審議会への諮問事項は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが、特に必要であると認めるものとする、また、前年度の運用状況報告については、引き続き実施することとする、としています。

説明ですが、審議会への諮問事項については、改正法により、これまで実施してきた個人情報の取得、利用・提供、オンライン結合等について典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされたことから、改正法施行後の審議事項は、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や、改正法第66条1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合で、特に必要がある場合等を想定し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものとするとともに、現行制度に行っている運用状況報告を改正法施行後も実施し、審議会が個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な意見を述べる機会を設けることが適切である、と記載しています。

最後に、(3)改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の改正については、審議会の所掌事務を情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること、個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認



めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べることのほか、特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議することとしています。

説明としては、個人情報の適正な取扱いに係る審議会への諮問事項は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限定されることから、審議会の所掌事務を変更するため、条例を改正することが適当である。と記載しました。

本日のその他の審議により、追加で答申に記載すべき事項があれば、最後に追記したいと考えています。そちらについては、本日の部会終了後に頂いたご意見を取りまとめ、追記した案をメール等にて確認いただくことを想定しております。

なお、今回、新たな条例が、法の施行条例になることから、条例改正の方法としては、現行条例を廃止し、新たに法施行条例を制定する予定です。

改正法により法施行条例で規定することが適当でないと言われたもののほかにも、現行条例には、第3条の実施機関等の責務規定、第54条の市長の調整に関する規定などがあります。これらについては法施行条例で定めてはならないということではなく、単なる内部の手続きに関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる、と解されておりますので、法施行条例にも設けた方が望ましいような規定があればご意見を頂戴したいと考えています。

ただし、法と重複する内容を重ねて条例で定めることは許容されないとありますので、ご検討いただく条文としては、先ほど申し上げました第3条の実施機関等の責務規定と第54条の市長の調整に関する規定くらいかと想定しています。

答申案を含めた報告の案についてのご説明は、以上となります。

**(下井部会長)** 一つ一つ見ていくということによろしいでしょうか。まず、開示手数料についてです。「開示請求に係る手数料は無料とする。写しの作成・送付に係る費用は実費負担（現行条例どおり）とする。」ということですが、まず（イ）の説明が分かりづらいと感じます。

法改正の趣旨としては新たなルールを加えたわけではありません。現在の個人情報保護法では、直接的に具体的な規律が地方公共団体には適用されていないけれど、改正法では具体的な規律が適用されたわけですね。

**(本澤副部会長)** この（イ）の記載は必要でしょうか。

(下井部会長) ない方がいいかもしれないですね。(イ)は削除しましょう。

個人情報開示請求についても、「保有個人情報の本人開示請求」という表現の方がいいと思います。請求者が自己の情報を確認するためのものであり、受益ではないという記載についてはどうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 過去の千葉市個人情報保護制度懇談会からの提言に受益ではないという記載があります。

(下井部会長) これは、自己情報コントロール権からすると当然の権利行使の結果であって、新たに利益を付加するというものではないという趣旨だとは思いますが。開示請求は、特別の利益の付与を求めるものではない。そのような趣旨から千葉市個人情報保護制度懇談会からの提言において手数料は無料とすることが適当であるとしており、以降手数料は徴収していない、とするのがよいでしょうか。

写しの作成・送付については、突然出てきているので、「このことから、開示請求に係る手数料は無料とすべきである。なお、写しの作成・送付については無料とする」と続けた方がいいと思います。

写しの作成・送付についての定めは法律の何条でしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法律には規定されていません。実費負担については施行条例で定める必要があります。

(下井部会長) 現在の条例では何条で定めていますか。

(渡邊市政情報室長) 第27条で定めています。

(下井部会長) そのことはこの答申に書かなくてはいいいのですか。利益制限規定ですから、施行条例に規定しないと徴収できませんよね。実費負担については法律には書いていないですよね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 手数料はあくまでも開示請求手数料であって、開示の実施の手数料ではないですよね。このことについてガイドラインではどのように書かれているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) Q&Aの17ページ5-7-2、事務対応ガイドの253~254ページに記載はされています。

(下井部会長) 実費の範囲内で条例において定めることとされているとありますね。これは法律の何条に規定されているのでしょうか

(本澤副部会長) 法第89条2項ですね。

(下井部会長) これは手数料の規定ですね。実費については法律で規定されていますか。

(渡邊市政情報室長) 法律では規定されていません。

(井原委員) 法律で規定されているのは手数料を実費の範囲内で定めるということですよ。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 複写にかかる費用については徴収しないのですよね。

(渡邊市政情報室長) 手数料は無料ですが、実費として費用徴収を考えています。

(下井部会長) それは郵送だけではないのですか。

(渡邊市政情報室長) コピー代も取る予定です。Q & Aに徴収してもよいと記載があります。

(本澤副部会長) 法第89条の規定だと、実費も手数料としなければならないですよ。

(渡邊市政情報室長) 手数料を無料とした上で、手数料とは別に徴収してもいいというQ & Aになっていて、手数料とは別に実費として利用徴収が可能としています。

(下井部会長) そこは表現を考えなければなりませんね。法律では実費の範囲内で手数料を納めなければならないとしているのであるから、手数料は無料としてしまうと、すべてにかかる費用はいらないと誤解されてしまいますよ。

(本澤副部会長) Q & Aの書き方があまりよろしくないのでしょうか。

(下井部会長) 説明すればわかるとは思いますがね。「開示請求に係る手数料は無料」の意味をどう捉えるかですよ。請求すること自体には手数料はいらないけれど、その他写しの作成・送付に係る費用はかかると記載した方がいいと考えます。写しの作成・送付に係る費用も手数料ですよ。

(渡邊市政情報室長) 手数料ではなく実費徴収を維持したいと考えています。

(下井部会長) 法律上はどのように説明するのですか。

(渡邊市政情報室長) 運用は可能とはしています。

(下井部会長) 実費徴収は法律の条文上は何条になるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法律には規定されていません。

(本澤副部会長) 法律にはないけれど条例で決めればよいということなののでしょうか。

(下井部会長) 宇賀先生の個人情報保護法の解説書はありますか。

(渡邊市政情報室長) お持ちします。

(下井部会長) 改正後はどうする予定ですか。

(渡邊市政情報室長) 実費徴収を予定してしまして、政令市もほとんどがその方向性で動いていると聞いています。

(井原委員) 国もそうするのですか。

(渡邊市政情報室長) 国は一律の手数料を徴収しています。他の政令市が本市と同じような考えです。

(下井部会長) 法律上の根拠はどこになるのでしょうかね。

(井原委員) Q & Aにも法律上の根拠は書いていないですよ。

(渡邊市政情報室長) 書いていませんが、運用上は可能としています。

(井原委員) 正直に言って我々はQ & Aについては関係がないので、法律上の根拠がない限りはいいとは言えないですよ。法律の書き方がとても微妙で、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと書いてあるので、手数料が一本に読めるようになっているのでややこしいですよ。

実費の範囲内においてという制限をつけて条例で定めるように規定されているので、条例で手数料は無料と規定してしまうと、実費も含めて手数料は無料とするという決断をしたと捉えられてしまうのではないかと、というのは下井先生も仰るとおりで、そこで根拠がほしいということもそのとおりだと考えます。説明があったとおり、Q & Aに書かれているというのも分かりますが、難しいですね。

(下井部会長) やはり法律の解釈として、実費徴収はできないですよ。

(井原委員) 実費については何ら定めていないと条文を受け取りたいですが、実費の範囲内と書かれているので難しいですね。

(本澤副部会長) 一部の自治体で手数料として実費を取ると決めたところがあるとのことでしたが、その場合、整合性は付きますよね。

(渡邊市政情報室長) 法第108条に根拠があるとは言えないでしょうか。

(井原委員) 法に反しない限り条例で必要な手続きを定めることができるという規定ですね。その解釈がQ & Aということですね。

(渡邊市政情報室長) そのように考えたいのですが、解釈について委員会には回答を求めてはいないです。

(下井部会長) 個人情報保護法の解説によると、ここでの手数料というのは、開示請求の時に一律で徴収する手数料のみで、複写等の費用は入っていないようですね。

(井原委員) そうすると法第108条の規定で、節の規定に反しない限り条例に定める

ことができるものになるのでしょうか。それが根拠となって条例で定めなければ徴収できないけれど、条例で定めれば徴収できるということができるとい話になるのでしょうか。

(下井部会長) この解説の中では法第108条の説明にそのようなことは書かれていないですね。宇賀先生の解説を読む限りでは複写料を取れるように読めませんね。Q&Aはどこを根拠にしているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 委員会に確認をさせていただいた方がよろしいのでしょうか。

(下井部会長) ここでいう実費の範囲内というのは受付事務費用、通知書の作成費用、送付費用のみを積算したものであって、と書かれていますね。Q&A5-7-2を見ると、開示請求の手数料とは別に、とありますから、徴収するとしたら必ず条例に定めなければならないですね。なお書き以降についてもよく分からないですね。開示請求手数料に郵送料が含まれる場合は、それは積算の根拠になっているわけだから、実費なのですよ。

(井原委員) Q&A5-7-1にも、実費の内容が書かれていますね。

(下井部会長) 写しの作成経費も入っていますね。法律の考え方ではコピー代を含めて開示請求手数料ということですよ。これを千葉市が無料とした場合、コピー代や郵送料を徴収するとした場合は必ず条例に根拠が必要です。それは施行条例ではなく、手数料条例である可能性もありますが。

これはあえてQ&Aに書いていないのかもしれないですね。別途費用を取るのであればそれは根拠が必要となります。

これは施行条例に現行条例の第27条の規定は必要ですよ。

(渡邊市政情報室長) その規定は入れるつもりです。手数料とは別に別途費用負担を求めるように条例には規定するつもりです。

(下井部会長) 答申の中ではどこに書かれているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 最初の手数料は無料とするという文の後段に記載しています。

(下井部会長) ではこれでいいのでしょうか。

(本澤副部会長) 政令第28条で写しの送付に係る費用については定めていますね。これは手数料ではなく費用徴収ですね。送付する場合、ということですが、窓口でコピーを取った場合は、この規定の適用ではないですね。

(井原委員) 送料については実費に含まれていないので、開示の実施に必要な費用として政令に定めているのだと解釈できます。コピー代は実費に含まれているものになると

微妙ではありますが、Q&Aにここまで明確に書かれているということは費用徴収ができるということになるのでしょうか。

(下井部会長) Q&Aは根拠を書いてほしいですね。

(井原委員) そうですね。

(下井部会長) 我々は市民に対してQ&Aに書いてあるからという抗弁はできないですから、条例が法律違反ではないかと言われたときに困ってしまいますね。

(井原委員) 法第108条の「この節の規定に反しない限り」というところで読むしかないのだと思います。

(下井部会長) 政令第28条の送付に要する費用が規定されているのが気になりますね。これは郵送料だけですよ。

(井原委員) そうです。そのため、国は手数料と取る、その手数料は実費の範囲内で定める、その定めている実費に郵送料は含まれていないので、実施に必要な費用として委任事項として政令として定めるということで素直に読めると考えます。

(下井部会長) 送付に要する費用に限定しているのだから、複写に要する費用は含まれていないと読めますよね。

(井原委員) 国も手数料は取っているのですよね。千葉市の考えている方向性もわかります。国のような手数料だと文書量が多くても少なくても同額だから、開示のためにかかる費用分を徴収したいということですよ。

(下井部会長) 法律の考え方でいくと、手数料を無料とするのであれば、別途費用を取るなということだと思います。法律の条文だけ見るとそうですね。だから、法第108条の解釈でいくしかないですね。

(井原委員) 条文だけ見ると、実費を踏まえて手数料を定めろとしか読めないのが、手数料を無料として実費を別途取れるという立てつけにはなっていないです。ただ、Q&Aにはできると明記されているのですよね。

(渡邊市政情報室長) 自治体側の要請で追加されたものではないかと考えます。

(下井部会長) Q&Aはこの条文の解釈としてどう読むかということを説明していないので、争いがあったときは考えなくてはならないですね。

法第108条の「この節の規定に反しない限り」についてどうでしょうか。

(井原委員) 手数料ではなくて実費だから、ということが成り立つかということですね。

(下井部会長) 手数料の意味が実費の範囲内としているのに、別途実費を取るとい

のはどういう解釈になるのか、ということにどう対応するかですね。そういう意味では、手数料を徴収してしまった方が簡単ではあります。

(井原委員) 先ほど仰っていた委員会に問い合わせるとするのはすぐに回答が来るものなんでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 遅くとも二週間以内には回答は来るのではないかと思います。

(井原委員) そうすると9月7日には間に合わないですね。

(下井部会長) そうですね。このQ&A 5-7-2は令和4年4月に追加とあることから、自治体から照会があったものですよね。そうすると、すぐ回答が来るかもしれないですね。

(井原委員) 先ほどの手数料は無料とすることを妨げられませんというQ&A 5-7-1も同様に追加されたものですね。手数料を無料としても別途実費として取れるというQ&Aはそのような解釈をしているということは明らかですね。ただ、根拠を書いてくれています。

(本澤副部会長) ガイドラインだと、手数料は例えば従量制とすること、とあるので一枚いくら、と手数料に入れることを想定していますよね。

(下井部会長) どうでしょうか。問い合わせで回答が7日に間に合わなかったら困るので、ある程度の方向性は決めておかないといけませんよね。

(本澤副部会長) 実費を手数料に入れるのは事務局としてはどうでしょうか。

(井原委員) 大量請求されたときに、手数料を定める方式だと、千葉市は損になってしまうわけですね。

(下井部会長) 本人開示請求だと、本人情報の開示の場合、情報公開と比べて大量にはならないという前提ですね。従量制で徴収しなければ濫用を防止できないほど大量の請求がされることは、本人自身の保有個人情報の請求に限定されていることから、通常は考えられない、と解説にはあります。確かにそうですね。

(渡邊市政情報室長) 従量制の手数料を徴収する場合だと、事前に納入の告知をすることが手続き的に必要になるかと思うのですが、その場合、本人が何枚コピーを欲しいかを聞いてからでないと、手数料を決められません。枚数を間違ってしまった場合などの手続きの煩雑さもあるので、できれば実費負担で対応したいと考えています。

(下井部会長) どうでしょうか。法第108条を根拠にしましょうか。解釈的には危ういですね。

(井原委員) 解釈には自信がないです。実費徴収は制度としてはいい制度だと思うのですが、難しいですね。

(下井部会長) 法第89条にはっきりと実費の範囲内と書いてあるのに無料としたのに別途実費を取るとするのは論理矛盾になることが明らかです。

(井原委員) 実費を取ることが市にとって得か損かとは別に、手数料無料で実費が取られるのはおかしいという裁判を起こされる可能性はありますよね。

(下井部会長) それはあり得ますね。市の財政一般を考えたら実費を取るのは当然と考えますが、どうしましょう。

(井原委員) Q&Aを根拠にこの規定に反しないとすしかないでしょうか。

(下井部会長) Q&Aも広く公開されていますので、ある程度の拘束性はあることから、そのようにするのも手ではありますね。ただ、国がこのような書き方をすることによって不利益を被るのはQ&Aを信じた自治体ですよね。裁判となるとしたら損害賠償請求でしょうか。

(本澤副部会長) 法第108条のこの節の規定に反しないから実費を徴収するという条例を定めているとするしかないでしょうか。

(下井部会長) かなり苦しいですね。我々の答申に拘束力はないので、最終的には市の判断になるかとは思いますが。私はこのQ&Aは少し頼りないと考えますので、委員会に照会はしていただいた方がよろしいかと考えます。将来的なことを考えると、私は、別途実費は徴収せずに開示請求手数料を取るとした方がいいと思います。それが不利益変更になるかということ、枚数が多い場合などもありますし、ならないと考えます。国の場合は300円でしたでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 手数料は従量制にすることもできます。

(下井部会長) それはそうでしょうけれど、ガイドラインや宇賀先生の解説によると、あまり従量制にしてほしくないようにも読めますよね。開示請求をするときに徴収する手数料だといっているのですが、開示をするときにかかるコピー代を従量制の額とするのはやや矛盾している書き方になっています。

解説では、「開示請求の段階で」徴収する手数料とあります。これは請求を受付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を審査し、開示決定等の通知書を発出するまでの申請事務費用のみならず実施に必要な費用も含む趣旨であるとしていますね。ここに写しの作成等とあります。大量請求ということがほとんどないことから、個人情報開示請求



に係る費用は大体これくらいだという定額があるのでしょうか。

(井原委員) 医療機関のカルテを請求する場合などもこの規定によるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 医療機関は医療機関で情報提供制度を別途設けています。

(井原委員) 大量請求があるものはカルテ等が想定されますが、法の規定にはよらないものになるのですね。

(下井部会長) ケース記録なども以前開示請求がありましたね。ただ、公文書開示請求とはスケールが違うと考えます。

同じ話の繰り返しになってしまいますが、宇賀先生の解説はおそらくQ&Aの追加を想定していないことが明らかなので、とにかく定額で、従量制は否定してはいませんが、望ましくないというニュアンスに読めます。おそらく委員会もその考え方だったと思うのですが、自治体からの要請でQ&Aを追加したのだと思います。ただ、法律の根拠が書いていない以上、素直に条文を読むと、Q&Aの対応は危険だと考えます。

このマニュアルを読んで、不服申立てや訴訟などで市の条例は法律に反していると主張してきたときに、我々はQ&Aに書いてあったからと主張すると、それは批判されますよね。Q&Aの法的根拠がはっきりするならばそれでいいと考えますが、おそらく委員会から理論武装できるような回答が返ってくるとは考えにくいと思います。

そのため、選択肢としては二つで、まずは国と同様に定額の開示請求手数料を徴収するという事です。政令第27条で定める300円で写しの交付代等もカバーできると考えます。問題は不存在で不開示とした場合でも手数料がかかってしまうことでしょうか。ただ、現実問題としては開示請求があったときは事務対応をしなければならないので、負担を考えると手数料を取ってもいいとは考えます。

もう一つは一切取らないという考えです。開示請求手数料も取らないし、実費も取らない。そのどちらかでないと、適法性は主張できないと考えます。

その中間は開示請求手数料を無料とし、実費徴収とすることですが、それは法第89条に反しますよね。そうなると法第108条に基づくこともできず、頼りはQ&Aのみとなります。

ですから、事務局に9月7日までに委員会へQ&Aの法令上の根拠の回答を求めたいと思いますが、我々はその回答を待って答申を作成するわけにはいきませんので、一応三つの案を両案併記するというやり方をしましょうか。A案は開示請求手数料を徴収し、それ以外は一切取らないという国と同様のやり方とすること、B案は一切取らないとす

ることです。開示請求手数料を取らないということは実費を一切取らないということだから、市民サービスの一環として全て取らないとするということ。C案として、その中間として法89条2項に基づく開示手数料は取らないけれど、別途実費は徴収するものです。C案とするには、Q&Aが根拠となります。Q&Aには書いてあるけれど、法令上の根拠がはっきりしないので、委員会に照会していると、審議会ではそこまで言うてしまっていていいと思います。

我々としては、裁判に負ける可能性が濃厚である状態でいいとは言えないことから、C案は委員会から明確な回答を得られて我々が納得すればという条件付きで認めるということになります。そのような回答がなければA案かB案になると考えます。

そのような形で審議会に持っていくことになるかと考えます。私はA案がいいと考えますが、お二方がB案でということであれば、部会としてはB案として親会に報告しようと考えます。

(本澤副部長) B案は完全無料ということでしょうか。

(下井部長) はい。市民サービスの一環として完全に無料とするということになります。ほかの政令市はどうするのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 手数料に規定する、しないはともかく、全て従量制です。

(井原委員) 従量制でしたでしょうか。従量制ではなく、Q&Aに基づくここでいうC案を採用しているということですか。

(渡邊市政情報室長) そうです。手数料を定めるという自治体も従量制としています。

(井原委員) 手数料を定める自治体も従量制なのですね。

(本澤副部長) 金額は一枚10円ですか。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(井原委員) 従量制を取った場合は、開示する文書がなかったら0円になるということですか。開示するかどうかの段階で手数料が決まって、納付は後日納付になるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 従量制の手数を規定している団体がどのように実務をやるつもりなのかということについては把握していません。

(下井部長) 手数料は請求の時ではなく実施の時に徴収することになりますね。

(渡邊市政情報室長) 閲覧していただき、コピーが必要な部分はどこかを聞いています。

(井原委員) それは今の運用ですか。手数料の場合、その運用ではなくなるというこ

とですよ。従量制となると事務局が大変になりますよね。閲覧だけの場合は無料になるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) そうですね。若しくは請求対象文書一枚あたり10円とすることになるのでしょうか。

(下井部会長) 従量制としている政令市は、Q&Aを見ただけでそのようにすると言っているだけである気がします。その後方針が変わっている可能性もありますよね。

(渡邊市政情報室長) そうですね。今の段階ではこのような結果となっています。

(井原委員) 千葉市も同じように実費徴収の方向で回答しているのですよね。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(井原委員) 千葉市の開示請求の件数はどれほどありましたでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 去年は98件です。

(下井部会長) 教育委員会や福祉事務所など、ある程度特定の部局に集中しているのではないですか。

(渡邊市政情報室長) ある程度偏ってはいます。

(井原委員) 私はB案の無料でもいいのかなと思いました。従量制はなしかなと思い、AかBかで悩むところなのですが、98件であれば無料でいいのかなと考えます。

不存在の件数は多いのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 全ての決定が188件で不存在が48件です。開示請求件数として多いのは区役所の住民票の交付申請の開示請求です。

(下井部会長) 住民票の交付申請を開示請求でやるのですか。

(渡邊市政情報室長) 住民票の写しを自分が知らないうちに取得されている可能性があることから、それを交付申請書を見て確認したいということで開示請求が多いです。

(本澤副部会長) その場合は、開示文書は一枚程度ですよ。そうすると無料としても財政的にも打撃ではないでしょうか。無料にしないと前段の自己情報の開示であって受益ではないという説明と繋がらなくなってしまうため、理屈でいうと無料のB案でしょうか。

(渡邊市政情報室長) 去年の実績では写しの交付の枚数が1873枚です。

(井原委員) 98件で1873枚ですか。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(本澤副部会長) 一枚10円とすると18,000円程度でしょうか。

(渡邊市政情報室長) 実際には開示対象文書をCD-Rに焼いて渡すこともあるので、金額としては17,780円となります。

(下井部会長) 交付方法は選択できるのですよね。コピーするとなったら枚数分費用がかかりますが、CD-Rの場合はさほど費用はかかりませんよね。

(本澤副部会長) それを無料としたところで財政的には問題はないでしょうか。そうすると、無料がいいでしょうか。

(下井部会長) 従来無料だったわけですよね。これまでの経緯を考えると、Bの方が作文しやすいですよね。そうすると先ほどはA、B又はC案としましたが、B又はC案ということになるでしょうか。一応Aも併記で書いておきましょうか。A、B、Cを書いておいて、部会としてはB、ただ、委員会の回答次第ではCも考えられるという答申案を作ってください、早々に委員会から回答があれば検討するとして、そのあとのやりとりはどうでしょうか。機密性の高い情報にも思えますがどうでしょうか。

委員会からの回答がいつと決まらない限りはスケジュールが立てづらいですが、オンラインで検討しますか。メールが一番簡単ですよね。とりあえずその方向で行きましょうか。

もう少し早い段階で気が付くべきでしたね。先ほど申し上げたとおり、A、B、Cをすべて両論併記していただいて、審議会では丁寧に説明をお願いしたいと思います。法第89条第2項の規定の実費というのは本来写しの交付代などが含まれているため、手数料を無料とすると実費は徴収できなくなるため、そうするとA案かB案になります。開示手数料300円を取るか、一切取らないかどちらかしかないけれど、Q&Aでは実費徴収できるといっています。このことについて、我々の見立てでは法解釈上難しいとありますが、委員会の回答はこうだった、と説明となります。あとは委員会の回答次第ですね。この説明であれば問題ないから我々としてはCでも構わない、Cのやり方がこれまでと同じやり方だから問題はないということになり、あるいはこの内容では反論に耐えがたいため、我々は採用できないことから、あとは市の方で決めてください、ということになります。

その時はBかCかで決めないといけません。私はA案がいいというかもしれません。このような形で答申を作れますか。

(渡邊市政情報室長) ありがとうございます。

(下井部会長) これは後ほどメールで送っていただいて、私ももちろん見ますが、でき

れば3人で見ていただいた方がよろしいと考えます。これは意思形成過程の情報ですが普通のメールでよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) パスワードをかけて送付します。

(下井部会長) この点についての答申案ですが、(イ)は省略、(ウ)は個人情報開示請求を保有個人情報の本人開示請求と修正してください。「自己の保有個人情報の内容を確認するためのものである」として、「法律によって特別の利益の付与を求めるような性質のものではない。したがって手数料は」としていただいて、懇談会からの提言において手数料は無料とすることが適当であるという意見が出されている、というところまでは確定で、この後は今の段階では決められないと考えます。

この先については委員会から回答があり次第別途検討ということになります。

(渡邊市政情報室長) 法的根拠について問い合わせることと、法第108条によるということでもいいのかどうかということを知ればよろしいでしょうか。

(下井部会長) 聞き方としては、Q&A5-7-2と言える法的根拠はどこであるかということと、法第89条第2項で実費の範囲内としているのに「実費相当額を重複して」とあるのは別にとっていいということにしているということですよ。それはおかしいような気がします。法解釈としてはかなり疑問ですよ。

端的にQ&A5-7-2と言える法的根拠はどこであるか、なぜ法第89条第2項で実費の範囲内としているのに別途実費が取れるのか、それは法第108条によるのか、という聞き方になるのではないかと考えます。

(渡邊市政情報室長) 条例で手数料を従量制にするという方向性で進めている市では、情報公開条例も同じような改正をするという方向性でいるようなのですが、そちらについてはどうでしょうか。

(下井部会長) 千葉市の場合は従量制ではないのですか。

(渡邊市政情報室長) 手数料ではなく実費徴収としています。

(下井部会長) 従量制ですよ。そのままでいいのではないのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 他市は個人情報開示請求において実費額を手数料として定める場合に、情報公開についても手数料として定めるとしています。

(下井部会長) それは請求手数料ではなく実施手数料ではないですか。

情報公開の場合は請求手数料と実施手数料の二種類があります。多くの自治体は、請求手数料は無料で実施手数料として実費を求めていると思います。

(渡邊市政情報室長) 手数料として定めているのではなく実費徴収としています。

(下井部会長) それを実施手数料といているのではないのでしょうか。他市はそれを変えるということですか。

(渡邊市政情報室長) 今まで手数料でなかったものを手数料として定めるとしています。

(下井部会長) それは国のやり方にあわせるということですね。

(渡邊市政情報室長) 仮に答申で手数料として徴収するとした場合はどうなるでしょうか。

(下井部会長) 実施手数料について手数料という名前を使っていなかったということですね。

(渡邊市政情報室長) そうです。

(下井部会長) C案は手数料ではなくて実費ですよ。他の市はなぜそのような対応をするのですか。

(渡邊市政情報室長) 実費ではなく手数料とした2市のうちの1市です。

(下井部会長) どこですか。

(渡邊市政情報室長) 横浜市です。

(井原委員) それは分かりやすさでしょうか。なぜ変えるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) それはわかりません。

(下井部会長) おそらく分かりやすさだと思います。国のやり方に合わせるのではないのでしょうか。

今の点は、C案となった場合手数料にはならないですよ。

(井原委員) そうです。C案の場合は手数料として定めるのではなく実費となります。

(下井部会長) そうなると、情報公開も同様ですよ。A、Bであれば手数料としてもいいような気がしますが、合わせて言うと混乱を招く気がします。今回の答申でそこまで触れるべきでしょうか。

(本澤副部会長) 個人情報と情報公開をあわせる必然性はないですよ。

(渡邊市政情報室長) あるのかないのか、というところを確認できればと。なければ特に触れる必要はないかと考えます。

(下井部会長) わかりやすさだけです。

(本澤副部会長) 制度としては違うものですから、二つ並べてわざわざ違うことを言う必要はないのではないかと考えます。

(下井部会長) それをいうことでかえって本体が分かりにくくなってしまいますので、今回は省略し、将来的に必要であれば審議すればいいと考えます。

少し時間がかかってしまいましたが、次の項目から見ていきましょう。

行政機関匿名加工情報提供制度について、これは日本語の表現としてですが、(イ)cについて、文頭に「しかしながら」を入れなければいけないと思います。私が気付いたのはその点だけですが、お二方はどうでしょうか。

(なし)

続いて(2)のア要配慮個人情報について、本市独自の「条例要配慮個人情報」は規定しないという結論は前回の部会の審議の結果なので、これでよろしいかと考えます。あとは説明の仕方ですが、(ア)については、今回の法改正によって課された義務ですよ。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) そのことを明示しないと分かりづらいと思います。(ア)の最初に「今回の法改正によって」などを入れていただいた方がよろしいかと思います。

続いて(ウ)ですが、この説明で分かりますでしょうか。「法律の定める要配慮個人情報に加えて、別途本市独自の要配慮個人情報として条例要配慮個人情報を定めるべきとするほどの個人情報があると認めるべき特段の事情はない」といった形でもう少し説明するような作文をしていただければと思います。

他に何かご意見はありますか。

(なし)

続いてイの利用目的等の公表です。これについては、四角の中の「個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられていない保有個人情報の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する」は分かりづらいと考えます。修正案としては「義務付けられていない」の後に「、」を打つか、文章を組み替えて「保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられていないところ」としていただければと思います。また、義務付けられていないということも、何によって義務付けられていないのか、ということが記載されていません。全体的に、根拠の追記をしていただければと思います。そのようにした上で、「本市においては個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表する。」としていただいた方がよろしいかと思います。

説明部分についてですが、(ウ)の「政令で定める数未満の・・・」はおかしいですね。「政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、ファイル簿を作成・公表」となります。全体的に分かりにくいので、修正をしていただければと思います。

その他なにかありますでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 四角内の部分の点線で囲った部分についてはこのままでよろしいでしょうか。

(下井部会長) 私はこれでよろしいかと考えます。

(異議なし)

(下井部会長) 続いてウの情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整についてですが、調整を行わないとなっておりますが、これでよろしいでしょうか。匿名加工情報の関係で情報公開条例を改正しようとしているところ、この結論は矛盾しませんでしょうか。そのため、(1)イの四角内二つ目の○の点以外の改正は不要である、とした方がよろしいのではないのでしょうか。匿名加工情報については不開示とするのに、ここで調整を行わないとするのは違和感があります。

(渡邊市政情報室長) 匿名加工情報を不開示情報に追加すること以外の調整は行わないとします。

(下井部会長) そうですね。施行条例とは別の条例についてわざわざ何もしなくていいと答申に書く必要はあるでしょうか。情報公開条例の調整は検討事項に含まれていますか。

(渡邊市政情報室長) 個人情報保護委員会は検討する事項としています。

(下井部会長) 分かりました。ここも説明部分の日本語についてですが、(ウ)の「改正後の個人情報保護法と情報公開条例上の不開示情報について比較すると、異なる条文はあるものの、」については、詳しい方でないと分かりにくいと感じます。最初の「比較すると、異なる条文はあるものの」については誤解を招く可能性があるため、今回の法改正によっても本市の情報公開条例の不開示情報に関する定めに関し、先に触れた匿名加工情報に関する不開示情報を除き、特段改正するべき必要はないといったことを、「改正後の個人情報保護法と情報公開条例上の不開示情報について比較すると、異なる条文はあるものの、」を削除して追記していただければと思います。

その他よろしいでしょうか。

(なし)



続いて、エの開示請求等の手続についてですが、私はこの点がおそらく本日一番議論をすべきところだろうと思っていました。まず、結論については前回の審議で方針は出ておりますので、これでよろしいかと思えます。

説明部分についてですが、この点はもう少し丁寧に説明しないと、審議会はともかく市民一般の理解は得られないであろうと考えます。対案としては、まず、現行制度は14日+46日の、合わせて60日であることと、今回の法改正によって延長は30日を限度としなければならないため、決定期限を14日とすると合計の日数が44日となってしまう、現行の制度から全体でマイナス16日になってしまうという、全体的に決定に係る期間が短くなってしまふということを説明しないといけないと思えます。今の答申案の説明の仕方だと、二つの期間を合わせた全体の期間が短くなるという発想がないため、ただ市民に不利な改正になってしまうと読めてしまいます。

そのため、cに記載した内容の説得力がなくなってしまいます。ここは我々の認識としては期間が短縮することに不安がありますので、決定期限と延長の期間を合わせて何日であるか、という発想が非常に重要であることを説明いただければと考えますので、その点を踏まえて事務局で案を作成いただければと思えます。その点を説明しないと、ただ決定期限を長くしたのではないかという批判を受ける可能性があります。

(渡邊市政情報室長) 現行の14日と46日合わせた日数である60日を維持するということになるでしょうか。

(下井部会長) それは説明の仕方だとは思いますが。維持するという言い方でもいいかとは思いますが、決定期限を14日とすることで全体的に短くなってしまふことによる不都合を防止するというようなニュアンスになると考えます。一見すると、市側が有利で市民側が不利な改正となりますので、説明は丁寧にする必要があります。

この点については修正案を再度3人で確認させていただければと思えます。この点を変えると報告書別紙1も修正になると考えます。

他に何かありますでしょうか。

(なし)

続いて千葉市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項と(3)との違いは何でしょうか。

(渡邊市政情報室長) (3)については施行条例で規定しない部分も含まれます。

(下井部会長) 分かりました。エ(ア)について、改正法の何条に規定されているかに

ついて記載をお願いします。また、(イ)について、このように言える根拠はガイドラインですよね。この点についても法の根拠が必要になると考えます。

(イ)のようなことは、改正法施行後は個人情報法保護委員会に意見を求めることになるのですよね。その根拠は何条になりますでしょうか。

まず、ガイドラインは何ページに記載があるでしょうか。

(北島主査) 委員会の監視という点では、事務対応ガイド383ページに記載があります。

(下井部会長) 分かりました。条例で定めてはいけないという記載はどこにありますでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 384ページにあります。

(下井部会長) 条例に規定してはいけないものについていくつか列挙されていますが、これらの法的な根拠も言えた方がいいと思うのですが、どうなのでしょう。例えばオンライン結合について特別の制限をかけてはいけないといえる根拠は法律の何条になるのでしょうか。

(君島主任主事) 事務対応ガイド382ページで、オンライン結合等について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年の改正法の趣旨に反するという説明はあります。

(下井部会長) 解釈の一元化という点について法の規定があればいいですよ。基本的には一元化ということについては分かるのですが、答申の書き方としては、基本的には一元化であるから、法から委任されていること以外については定めてはいけないということになるのでしょうか。一元化の趣旨に関する条文についてはあるのでしょうか。

(井原委員) 法の第4条、第5条でしょうか。第5条に地方公共団体の責務として「この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ」とあります。

(本澤副部会長) 法第166条で「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」とあります。

(下井部会長) この論点については法第166条を根拠とする方がいいかもしれませんね。

この説明部分について、(イ)の最後「定めてはならないとしている。」については断定しすぎているので、「定めることは改正法の趣旨には添わないと理解されてい

る」程度の記載になるでしょうか。

(本澤副部長) 個人情報保護の共通ルールとして規定され、その解釈は個人情報保護委員会が一元的に担うものであるから、というようなことでしょうか。

(下井部長) そうですね。そのことを記載するに当たって、根拠となる条文も言えればよりよいかと思います。

今本澤先生が仰ってくださいましたように、審議会諮問事項については個人情報保護委員会による一元的な判断が望ましいということについて説明した方がいいと思います。個人情報保護委員会が地方公共団体の個人情報取扱業務についても所管であるということを示す条文がないとは思えないのですがいかがでしょうか。法第156条以下でしょうか。法律については改めて確認していただければと思います。

その他お二方はどうでしょうか。

(なし)

続いて(3)ですが、インシデントが発生した場合には、委員会のみならず審議会にも報告させ、報告を受けて再発防止策に係る意見を述べるのがここに加わることになるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) インシデントについてですが、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること」に含まれるのではなく、別に項目を付け加えることになるでしょうか。「特に必要であると認めるもの」の中に含まれると考えておりますので、説明部分に加える対応でもよろしいでしょうか。

(下井部長) 所掌事務に具体的なものとして加えるものではなく、説明部分に追記するだけということですね。

(渡邊市政情報室長) はい。施行条例で定めるという法の趣旨のうちに含まれるものと考えます。

(下井部長) 分かりました。それでよろしいですか。

(本澤副部長) 条例には追加しないということですね。

(下井部長) では、この点は説明部分に追記をしていただければと思います。

答申案については以上となります。手数料部分については改めて個人情報保護委員会に問い合わせをしてください。加えて開示決定の期限についても修正をお願いします。

これらの修正をしていただいた答申案を受けて、オンライン審議やメール等での確認が必要になってくると考えます。その他は何かありましたでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 安全管理措置については改めて審議会において説明いたします。

(下井部会長) では、本日の検討事項については以上でよろしいでしょうか。答申案については本日では確定ができないので、引き続きよろしく願いいたします。

#### ◆その他

(下井部会長) それでは、議事「3 その他」として事務局から何かございますか。

(北島主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録(案)を作成し委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴いたします。

いただいた御意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定については、部会長さんに一任していただく形でお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(下井部会長) はい。一点だけお願いしたいのですが、本日の審議で先送りした点がございまして、議事録についてはなるべく早めにお願ひできますでしょうか。

(北島主査) なるべく早めに送付いたします。

(下井部会長) 個人情報保護委員会からいつ回答が来るか分からないため、現時点では今後のことについて詳細を決められないですね。次の審議会は9月7日ですよ。もし審議会までに回答が来なかった場合は、A案かB案になるのでしょうか。それとも、C案も論拠薄弱ではありますが残しておきましょうか。個人情報保護委員会から回答が来なかった場合にどうするか、今決めておきますか。回答が早々にあればそれをもってメールのやり取りをすればいいと考えますが、もし個人情報保護委員会から明確な回答がなかった場合はB案とする形でよろしいでしょうか。

(本澤副部会長) 市としてはC案を選択する可能性は残しておきたいのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) そうですね。

(本澤副部会長) そうすると、将来的なリスクはあるかもしれないけれど、市が政策的な判断をするということであれば、我々は縛ることはできないですよ。

(井原委員) 答申を両論併記した上で、C案の可能性を残すことはあり得ると考えます。

(下井部会長) そうした方がいいとは思いますが。

(井原委員) そうすると、答申については個人情報保護委員会から回答があってもなくてもC案も残しておくということでしょうか。

(下井部会長) 市が答申の結論とは別にC案を採用するという選択肢を残しておいてもいいと思います。今後審議会までの2週間の間、回答があった場合はその時点でメール審議ということでもよろしいでしょうか。回答がなかった場合はB案としましょうか。

(井原委員) A、B、C案すべて書いて、そのうちのBを選択するということですね。

(下井部会長) それでいいと思います。その案をまず作成いただければと思います。とりあえずは現段階の案を作成いただいて、それを我々が見て、個人情報保護委員会からの回答を待ち、回答が来たらまた改めて考えましょう。

それでよろしいでしょうか。では、本日はありがとうございました。

(渡邊市政情報室長) 本日は、長時間にわたり慎重に御審議をしていただき、誠にありがとうございました。今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。